

令和6年度 高槻市3世代ファミリー定住支援補助金

申請にあたっての注意事項

パンフレット及び以下の注意事項の要件等をご確認ください。申請日時点で全ての要件を満たし、パンフレットに記載の申請時提出書類（住宅取得補助金またはリフォーム補助金）を全て揃えた上で、ご申請をお願いいたします。

【申請書に記入にあたって】

- ◎ 「申請者」の欄は、住宅の登記名義人またはリフォーム工事の契約者をご記入ください。補助金は、「申請者」の欄に記載された方の金融機関の口座に振り込みます。
- ◎ 「1 子育て世帯について」の欄は、「中学生以下の子どもを含んだ子育て世帯」の全員をご記入ください。

対象者要件

◆子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかが転入する前に1年以上継続して市外に居住・住民登録していたこと

- ◎ 転入直前の市外での居住期間が継続して1年未満の方は、対象外となります。

◆上記の方が令和6年1月22日以降に市外から転入していること

- ◎ ただし、子どもの入学等の事情により、令和6年1月22日より前に市外から転入している場合でも、以下の要件に該当する場合は対象となります。

住宅取得補助金の場合

住宅の取得契約後に市外から転入し、令和6年1月22日以降に補助対象の住宅に居住している場合。

リフォーム補助金の場合

リフォーム工事契約後に市内へ転入し、令和6年1月22日以降にリフォーム工事が完了した補助対象の住宅に居住している場合。

◆子育て世帯に中学生以下の子ども（出産予定を含む）が含まれること

- ◎ 対象となる子どもが一人で、その子どもが出産予定の場合のみ、母子健康手帳等の書類で出産予定であることを確認いたします。

◆同居・近居する親のいずれか（祖父母も可）が1年以上継続して市内に居住・住民登録していること（※近居：市内に親世帯・子育て世帯とも居住すること）

- ◎ 親が1年以内に転居（市内から市内の別住所への異動）をされていても、申請日までに通算して1年以上継続して市内に居住していれば対象となります。

住宅取得補助金の場合

◆補助対象の住宅に子育て世帯の全員が居住・住民登録していること

リフォーム補助金の場合

◆補助対象の住宅に3世代世帯の全員で新たに同居し、住民登録していること

- ◎ 申請後に市が住民登録状況の調査を行い、住民登録されているか確認いたします。
- ◎ リフォーム補助金では、3世代世帯による「同居のみ」が対象です。近居は対象ではありません。
- ◎ 子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかが療養・単身赴任により市外に居住している場合でも申請は可能なため、あらかじめご相談ください。

◆3世代世帯の全員が市税を滞納していないこと

- ◎ 申請日時点で納期限が到来している市税を滞納していないことが必要です。申請後に市が納税状況の調査を行い、滞納がないか確認いたします。

住宅取得補助金の場合の住宅要件

- ◆ 3世代世帯の構成員のいずれかが令和3年4月1日以降に契約し、市内に所有する住宅であること（令和3年4月1日以降に工事請負または売買契約（当初契約）を行い、その方の名義で所有権保存登記または所有権移転登記されていることが必要）
- ◆ 新築または売買により取得した住宅であること
(相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは対象外です。)

- ◎ 住宅の売買契約書または工事請負契約書（変更契約書ではなく、当初の契約書です。）
で、契約日が令和3年4月1日以降であることが必要です。
- ◎ 契約書は、住宅の所在地、契約金額、契約日、契約当事者の氏名・押印がある面を確認いたしますので、申請時は当該部分のコピーを提出してください。
また、土地の契約書ではなく、建物の契約書が必要なためご注意ください（土地と建物が1つの契約である場合は、その契約書で構いません。）。
- ◎ 建物登記簿で、登記の権利部の受付年月日が令和3年4月1日以降で、3世代世帯の構成員のいずれかが所有権（持分の一部でも可）を有していることが必要です。

リフォーム補助金の場合の住宅・工事要件

◆3世代世帯の構成員のいずれかが市内に所有する住宅であること

(その方の名義で所有権保存登記または所有権移転登記されていることが必要)

- ◎ 建物登記簿で、3世代世帯の構成員のいずれかが所有権（持分の一部でも可）を有していることが必要です。

◆3世代世帯の構成員のいずれかが契約した工事であること

- ◎ 工事の契約書で、3世代世帯の構成員のいずれかが契約者であることが必要です。

◆工事の当初契約日が令和5年4月1日以降であること

- ◎ 工事の契約書（変更契約書ではなく、当初の契約書です。）で、契約日が令和5年4月1日以降であることが必要です。

◆市内の事業者（市内の支店・営業所も可）による工事であること

- ◎ 契約書等や領収書等により、契約先の事業者の住所が市内であることの確認ができる必要があります。

◆対象工事を行った部分の施工前および施工後の状態が確認できる写真があること

- ◎ 工事前・後、両方の写真がなければ受付できません。また、リフォーム工事を実施した住宅を市職員が訪問し、工事状況の現地調査を行います。

◆対象工事に要する費用の合計額（消費税等相当額を含む。）が10万円以上の工事であること

◎ リフォーム補助金では、費用が10万円以上の工事を対象とし、その3分の1が補助金額となります。

【例】・リフォーム工事費30万円→10万円の補助

- ・リフォーム工事費18万円→ 6万円の補助
- ・リフォーム工事費 5万円→ 補助不可（工事費が10万円未満のため）

なお、工事費の3分の1の金額のうち1,000円未満の額は切捨てとなります。

◎ 国・大阪府・高槻市からほかの補助を受けた工事は対象外ですが、同一の工事で、ほかの補助を受けた工事と受けていない工事の両方が含まれ、それぞれの内容・金額が明確に区分できる場合は、ほかの補助を受けていない部分のみ、リフォーム補助金の対象になります。

その場合は、下記の書類も提出してください。

- ・ほかの補助金等の金額や補助の内容がわかる書類
- ・工事費用の内訳書（ほかの補助の対象となった工事の内容とその金額、対象とならなかった工事の内容とその金額がわかる書類）

補助金に関するQ&A

◆申請期間はいつからいつまでですか？

- ◎ 申請期間は令和6年6月3日（月）から令和7年3月17日（月）までです。
ただし、先着順により申請受付を行い、申請内容の審査の結果、交付決定金額が1,800万円に達した時点で受付を終了いたしますのでご了承ください。
- ◎ 受付を終了した場合は、市のホームページでお知らせいたします。

◆申請日時点で全ての要件を満たしていなければなりませんか？

- ◎ 住宅取得・リフォーム補助金とともに、申請日時点（=申請書を住宅課へ提出する日の時点）で、全ての要件を満たし、パンフレットに記載の申請時提出書類（住宅取得補助金またはリフォーム補助金）を全て揃える必要があります。
申請時点で、近日中に引っ越し予定など、要件が確定していない状態での申請は受付できませんのでご了承ください。

◆この補助金を受給した後、補助対象となった住宅を売却したのですが、補助金は返還しなければならないですか？

- ◎ この補助金は定住人口の増加の促進を目的としているため、原則として交付決定から3年間は補助対象の住宅に居住することを条件に補助金を交付しております。条件を遵守できない場合は、補助金を市に返還していただくことがありますのでご了承ください。

◆同居・近居する親（祖父母も可）を含めた3世代の構成について教えてください。

◎ この補助金における親・子・孫で構成される「3世代」は、「①祖父母 ②親 ③子 ④孫」の組み合わせにより構成される「3世代」を意味します。なお、この「3世代」においては、③④による「中学生以下の子どもと同居する子育て世帯」の構成は必須です。

【例】A：「②親 ③子 ④孫」

→補助対象の「3世代」です。②を「親世帯」、③④を「子育て世帯」とみなします。

B：「①祖父母 ③子 ④孫」

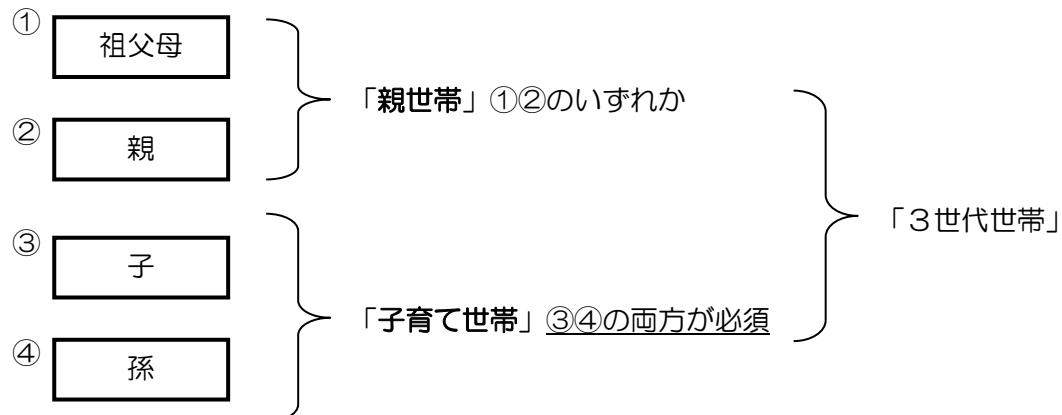
→補助対象の「3世代」です。①を「親世帯」、③④を「子育て世帯」とみなします。

C：「①祖父母 ②親 ④孫」

→補助対象外です。③④で構成される「子育て世帯」は必須の条件です。

※子育て世帯、生産年齢人口の増加を目的とした施策であるため。

【例：3世代の構成図】



※ なお、上記の「①祖父母 ③子 ④孫」のような場合は、「①祖父母」と「③子」の関係がわかる書類をご提出ください。

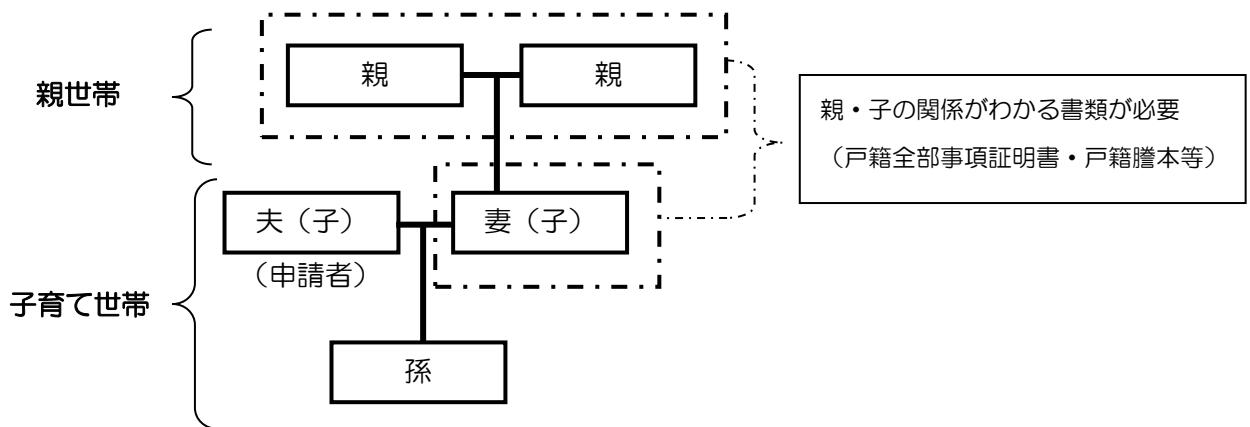
◆戸籍全部事項証明書は、誰の分の証明書を提出すればよいですか？

◎ 「戸籍全部事項証明書」等が必要な理由は、子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかと、その方の市内居住の親（または祖父母）の関係を確認するためです。

例えば、下図のような関係の場合、子育て世帯（子・孫）等の「戸籍全部事項証明書」を取得することで、親と妻（子）の親子関係を確認することができます。

ただし、戸籍の内容は世帯によって様々な形態があり、下図のような場合であっても、全ての方が戸籍全部事項証明書で親子関係を確認できるとは限りません。戸籍全部事項証明書の取得については、高槻市役所市民課窓口でご確認の上、親子関係の証明に必要な書類を住宅課までご相談ください。

【3世代の例】※夫（子）が補助金の申請者。妻（子）の両親と同居・近居する場合。



■問合せ先：
高槻市 都市創造部 住宅課
TEL：072-674-7525